宮古島地域連絡会

会次第

日時:令和5年7月3日(月)18:00~

場所:宮古島市役所3階会議室①

- 1 開 会
- 2 議 題
 - ① 事前地域連絡会からの意見・要望について
- 3 その他
 - ① 自衛隊の訓練計画等について(宮古島駐屯地)
 - ② 周辺整備事業について (沖縄防衛局)
- 3 閉 会

宮古島地域連絡会意見・要望事項等一覧(自治会及び市民団体等からの要望)

1. 自治会及び市民団体等からの意見・要望事項

番号	要望事項	担当団体	頁
1	【保良·野原自治会】 集落内の自衛隊車両走行について	宮古島駐屯地	1
2	【ミサイル基地いらない住民連絡会】 設置要綱の改正と基地対策室の設置について	事務局	2
3			
4			
5			
6			

(団体名: 保良・野原自治会)

	(団体名 : 保良·野原自冶会)
意見·要望事項	集落内の自衛隊車両走行について
(タイトル)	(→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	集落内の道路の走行について、十数台連なる走行やスピードを出して走行する自衛隊の車両がある。 自衛隊車両は幅広で、威圧感もあるため住民から恐怖と危険であるとの声がある。 地元住民は集落内徐行を推奨しており、交通事故防止のためお互い協力し合って生活している。 つきましては、集落内を走行しないようにして頂きたい。
	∇
意見・要望に対 する回答	【 宮古島駐屯地 】 自衛隊車両が保良訓練場へ移動する際は、国道390号線及び県道235号線(保良上地線)を通行することとしています。 車両運行にあたっては、道路交通法規の遵守をはじめ、地域の皆様への影響がないよう、以下の事項に留意します。 ○ 集落内を走行する際は、速度を減速すること。 ○ 車両の走行に際しては、隊列を組まず数台間隔で走行するなど、混雑緩和に努めること。

(意見・要望事項提出様式)

(団体名: ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会)

意見·要望事項	連絡会設置要綱の改正について
(タイトル)	(→事務局)
意見・要望の 内容	連絡会設置要綱について、作成過程で市民が関わっていないことと、沖縄県や基地問題に取り組む団体がが構成団体に入っていないこと、委員構成の自治会の選定基準の根拠が不明であること、議事の公開が非公開になる可能性があることから、要綱の改正してほしい。また、この連絡会は、市民の不安や懸念、疑念に応える仕組みを保証していないと考えているので、市の基地対策室を設置してほしい。
	∇
意見•要望に対	【 事務局 】 現時点における要綱改正は、事前地域連絡会においても、 困難である旨伝えているところです。 要綱については、これまで事務局と構成団体で摺り合わせ を行い、ご指摘の会議録についても非公開になることはない 旨繰り返し説明を行っているところです。 5月18日に行われた担当者による準備会においても、今回 の要綱改正の意見は連絡会の議題としては相応しくないとの

する回答

意見があったところです。

また、基地対策室については市組織機構に関わることです ので連絡会で議論する内容ではないと考えています。 よって事務局からの報告のみと致します。

宮古島市役所3階①会議室

配席図

		保良自治	会 七	又自治会	友利自治	会 千	代田自治会	野原自治	合会			
		0		0	0		0	0				
											0	豊原自治会
企画政策部長	0										0	高田自治会
-		0		0	0		0	0		0		
	•	総務部县	長 市民	生活部長	駐屯地司令 室長		5旅団司令部 総務課長	沖縄防衛局協力確保		方協力本部 5島出張所長		
		0	0	0	0	0	0	0	0			
	•	秘書広報	防災危機	市民	地域振興	駐屯地	15旅団	防衛局	出張所		I	
	担当者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

宮古島地域連絡会(第1回)

宮古島地域連絡会設置要綱

令和5年2月28日

(目的)

第1条 宮古島地域連絡会(以下「連絡会」という)は、市内に所在する防衛施設の 運用及び市内における自衛隊の活動について、宮古島市民と自衛隊が情報共有及び 意見交換を行い、より良い関係を構築することを目的とする。なお、本連絡会は、 累次の機会に行う相互の情報共有及び意見交換を妨げない。

(事項)

- 第2条 連絡会は、次に掲げる事項について情報共有と意見交換を行う。
 - (1) 宮古島市内(特に防衛施設の敷地外)で行う自衛隊の訓練に関する事項
 - (2) 災害派遣(救急及び救助活動を含む)に関する事項
 - (3) 防災対応に関する事項
 - (4) 地域交流に関する事項
 - (5) 自衛隊の広報及び募集に関する事項
 - (6) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 連絡会に、座長及び委員を置く。
- 2 座長は、宮古島市長が指名した者をもって充て、会務を総理する。
- 3 委員は、次に掲げる組織の長がその中から指名した者をもって充てる。
- (1) 宮古島市
- (2) 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (3) 陸上自衛隊第 15 旅団司令部
- (4) 自衛隊沖縄地方協力本部
- (5) 沖縄防衛局
- (6) 防衛施設等の所在自治会(千代田、保良、七又、野原、豊原、高田、友利、平良)
- (7) その他、全ての委員が同意し、座長が必要と認める行政機関及び関係自治会

(会議)

- 第4条 連絡会は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、年度2回とし、座長が招集する。
- 3 臨時会は、必要であると認める場合において、座長が招集する。
- 4 前条第3項各号に掲げる委員が、やむを得ず会議に出席できない場合には、その 代理人を出席させることができる。
- 5 連絡会において必要があるときは、関係者の出席を求め、意見等を求めることが できる。

(議事録)

- 第5条 連絡会の議事については、座長が書面をもって議事録を作成し、全ての委員 の同意を得てこれを公開することができる。
- 2 議事録は、次に掲げる内容とする。
- (1) 連絡会を開催した年月日及び場所
- (2) 連絡会に出席した委員等の役職及び氏名
- (3) 議事の概要

(事前地域連絡会)

第6条 連絡会は、宮古島市が同会の目的等の周知及び防衛施設周辺住民等の意見、 要望等を聞き取るため、事前地域連絡会を設置する。

(準備会)

第7条 連絡会は、宮古島市が収集した防衛施設周辺住民等の意見、要望等について、 対応方策等を調整するため、準備会を設置する。

(事務局)

第8条 連絡会の運営に係る事務局は、宮古島市秘書広報課内に置く。

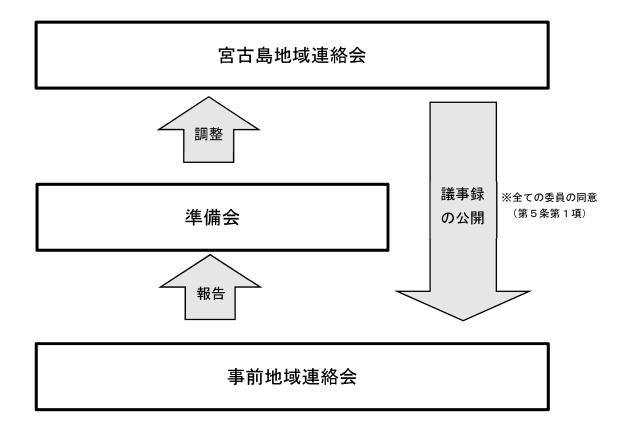
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

宮古島地域連絡会 体系図



宮古島地域連絡会名簿

No.	名前	所属	役職
1	_{サクマ} ヒロシ 佐久間 博	陸上自衛隊宮古島駐屯地	司令職務室長
2	サトウ ケイイチ 佐藤 景一	陸上自衛隊第15旅団司令部	総務課長
3	glap E1f 田村 茂一	自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	所長
4	カズアキ 星 和彰	沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室	室長
5	^{スナカワ} ハルミ 砂川 春美	保良自治会	会長
6	^{ォガワラ} マチコ 小河原 眞智子	七又自治会	会長
7	トモリ マサミ 友利 雅巳	友利自治会	会長
8	^{シモジ} ヒロ シ 下地 広志	千代田自治会	会長
9	_{ネマ ナオヤ} 根間 直也	野原自治会	会長
10	^{カワミツ} コウジュン 川満 晃順	豊原自治会	会長
11	gナハラ ヨシカズ 棚原 芳和	高田自治会	会長
12	^{クガイ} ジュ ۷チ 久貝 順一	宮古島市企画政策部	部長
13	ョナハ カツシゲ 與那覇 勝重	宮古島市総務部	部長
14	トモリ タケヒコ 友利 毅彦	宮古島市市民生活部	部長

